様式第１号（第４条関係）

記載例

令和５年○○月○○日

長崎県商工会連合会　会長　様

住　　所　○○市○○町○○―○○

申請者　名　　称　株式会社Ａ社

代表者名　代表取締役 ○○ ○○

　令和５年度長崎県農商工連携ファンド事業助成金交付申請書

標記の助成金の交付について、長崎県農商工連携ファンド事業助成金交付要領第４条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．助成事業区分 農商工連携事業　 ・　 農商工連携支援事業

農商工連携事業の場合、Ⅰ型又はⅡ型いずれかに○をつけて下さい

Ⅰ型とⅡ型は実施期間が異なります。（募集要項８．助成対象期間を参照）

 　　 Ⅰ型　・　Ⅱ型

２．助成事業に要する経費　　　　　4,016,300 円

３．助成金交付申請額　　　　　　　2,489,000 円（千円未満切り捨て）

４．助成事業開始及び終了予定日：令和５年８月１０日～令和５年１２月３１日

添付書類

(1)助成事業計画書

・農商工連携事業：様式第２－①号、別紙（経費明細表）

・農商工連携支援事業：様式第２－②号、別紙（経費明細表）

(2)県税に未納がないことを証明する納税証明書

(3)法人の場合「法人税と消費税及地方消費税」に係る未納税額のないことを証明する納税証明書（納税証明書

その３の３、３ヶ月以内発行のもの）

個人の場合「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」に係る未納税額のないことを証明する

納税証明書（納税証明書その３の２、３ヶ月以内発行のもの）

(4)法人の場合（下記全て）

・直近の２事業年度の営業報告書又は事業報告書

・直近の２事業年度の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書含む）

個人の場合（下記全て）

・直近の２事業年度の所得税確定申告書

・直近の２事業年度の収支内訳書又は青色申告決算書等事業所得の内訳のわかる書類一式

(5)会社案内等事業概要の確認ができる資料

(6)農商工連携事業を共同で実施する事業者間の規約等（契約書、協定書など）

(7)暴力団排除に係る誓約書（様式第２－③号）

(8)見積書（発注先１社あたり５０万円（税抜き）を超える取引の場合

(9)履歴事項全部証明書（３ヶ月以内に発行されており、申請時の代表者氏名が記載されたもの）等（法人のみ）

（注）(4)、(5)については、全ての連携体構成員（公的機関を除く）について添付すること。

様式第２－①号（第４条関係）（農商工連携事業）

記載例

**助　成　事　業　計　画　書**

|  |
| --- |
| １．事業名『島の伝統野菜○○を活用したスイーツの商品開発及び販路開拓』事業の内容がわかるように、簡潔に事業名を記載してください①新商品・新技術・新役務の開発　　②販路開拓 |
| ２．申請事業者の概要名　　称：株式会社Ａ社代表者役職・氏名：代表取締役 ○○ ○○①新商品・新技術・新役務の開発②販路開拓　いずれか、又は両方に丸をつけてください住　　所：〒○○○－○○○○　○○市○○町○○―○○電話番号：○○○－○○○－○○○○FAX番号：○○○－○○○－○○○○アルバイト、パート、役員はのぞきますﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：○○○＠○○○．○○．ｊｐ事業担当者役職・氏名：○○○課　主任　○○ ○○ |
| 資本金・出資金（千円） | １，０００ | 従業員数（人） | ５ |
| 業　　　種 | 食品製造・販売業 | 設立年月日 | 1995年10月1日 |
| 直近３年間分の財務データ（売上高、経常利益、自己資本） |
|  | 売上高（千円） | 経常利益（千円） | 自己資本（千円） |
| 令和２年度12月期 | 11,411 | 886 | 5,020 |
| 令和３年度12月期 | 10,510 | 926 | 6,622 |
| 令和４年度12月期 | 16,210 | 1,120 | 8,901 |
| ３．助成金（補助金）の交付を受けた実績（過去５年間）及び今後の予定　令和４年○月　　○○助成金　　事業名「○○○○による○○○○の開発」 |
| ４．連携体構成員（申請事業者を含む）＜申請者＞①連携体での役割：新商品の開発、販売、販路開拓②活用する経営資源：菓子製造技術、創業以来の独自製法、設備、販売ルート③計画遂行に際しての創意工夫：材料に適した加工技術の研究、開発商品による伝統野菜のＰＲ＜連携体１＞①名称：農事組合法人Ｂ②住所：○○市○○町○○―○○③代表者名：○○ ○○④連絡先：電話番号　○○○‐○○○‐○○○○　FAX番号　○○○‐○○○‐○○○○担当者名　○○ ○○⑤資本金：321万円⑥従業員数：10名⑦業種：農業⑧直近の財務データ：売上高178,000千円、経常利益3,299千円、自己資本14,005千円⑨連携体での役割：地域農産物の供給、商品開発のサポート⑩活用する経営資源：農業・農作物への専門知識、農業者会員とのパイプ役⑪計画遂行に際しての創意工夫：原材料の育成、安定供給、原材料の良さを引き出すための研究 |
| ５．事業内容（事業計画期間：令和５年８月１０日～令和５年１２月３１日）（１）事業の背景・目的、連携の経緯当社は長崎県の離島○○市で、菓子等の製造及び販売を行っている。創業から○年経過しており、島内で最も古くからある菓子店であり、独自製法にこだわった当社のオリジナルの菓子類は島民から長年愛されている。商品は自社店舗及び島内での販売が中心となっているが、離島である島内の人口は年々減少してきており、事業を継続していくためには島外及び県外に向けた販路拡大を行う必要がある。島外向けに販売するためには、「島らしさ・長崎らしさ」がある新たな商品が必要であり、長崎県産の農産物を使用した新商品開発を模索していた。連携体の農事組合法人Ｂは、島内で○○を中心とした農産物を生産している。○○は古くから栽培されている島の伝統野菜であるが、市場に出すことができない規格外品が多く、現在その大部分を廃棄している。収益確保のため、有効活用が課題となっていた。上記の課題を解決するため、当社と農事組合法人Ｂが連携して、規格外として廃棄されている島内産の野菜を活用したスイーツの開発を行う。・課題を解決するために当該事業に取り組む必要性、既存事業との関連・連携して開発に至った経緯やきっかけ等を踏まえて記載してください。（２）事業の概要①新商品・新技術・新役務の開発『島の伝統野菜○○を活用したスイーツの商品開発及び販路開拓』野菜△△をつかったスイーツは○○な○○で一般に知られているが、○○は○○○であるため製造が難しい。本事業では、伝統野菜○○を○○○○で処理したあと、○○○になるまで○○することによって、特徴的な○○とすることを目指す。○○を用いて○○なスイーツとすることで、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○・・・・・。原材料の農産物については、連携体の農事組合法人Ｂから規格外品の提供を受ける他、連携体からの紹介により、島内の他の農家からも提供を受ける。農産物以外の原材料についても、長崎産・国内産にこだわった商品開発を行う。製造に関しては、当社は創業以来、菓子類を製造しているため、その技術及び製造機器を活用する。原材料の野菜は粉末化若しくはペースト化して菓子に練り込むことを予定しているが、これまで取り扱っていない野菜を原材料とするため、専用のミキサーを導入し、製造機器業者であるＤ社の技術指導を受けながら、試作や加工技術の開発及び改良等を実施する。…の専門家○○氏に助言を受け商品化を目指す。県外向けに販売するため、長期保存可能な商品として開発を行うが、成分分析等データ解析等は、Ｃ工業技術センターと連携して実施する。商品化にあたっては自社店舗で顧客に試作品を提供してアンケート等を実施する他、商談会や展示会等での試食や市場調査を行い、バイヤーや消費者のニーズに合った商品開発を行う。また、地元での試食会を行い、地域住民の声も取り入れた商品としたい。ターゲットとして、○○で○○を購入し、食べ物にこだわりを持つ30～50代の女性を想定しており、デザイン性が高く高級感があるパッケージ等を開発し、お土産品や贈答品として選ばれるような商品を目指す。・開発する商品・サービス等のイメージが伝わるよう、必要に応じて写真や図表等を活用し、できる限り具体的に記載してください。②販路開拓商品完成後は自社店舗で販売する他、既存商品の販路を活用して、島内の土産品店や県内の百貨店で、お土産品やギフト商品としての販売を目指す。県外に向けては、自社ホームページによるインターネット販売及び商談会を通じた販路拡大を図り、全国へその市場を広げていく。本事業では、商品を紹介するホームページ及びリーフレットを制作し、原材料へのこだわりや製造工程といった情報を島外に向けて発信する。また、県外への販路を開拓するために、福岡及び首都圏等で開催される商談会等に出展し、バイヤーとの商談を通じて、取引成立を目指す。出展予定展示会：11/15　○○商談会　（東京）　　　　　　　　12/1　　○○展示会　（福岡）・開発する商品・サービス等をどのように販売していくか、販売チャネルや販売手法を挙げながら、できる限り具体的に記載してください。（３）新規性当社はこれまで島内客をターゲットとした店舗での販売を主としており、島外をターゲットとした商品の開発は、新しい取り組みである。島産の野菜○○を活用したスイーツは、島内で製造している業者はない。全国的に見ても○○を使用したスイーツは少なく、原材料の全てを国産にこだわった商品は、新規性があると思われる。スイーツの製造についても、創業以来の当社の独自の○○○技術による製法を採用することで、素材の○○を最大限に引き出すことができ、類似商品と差別化が可能である。・助成事業者にとって新しい取り組みであること・競合する類似商品・役務との相違点などを記載してください。（４）市場性最近は食の安全が問題視されており、安全・安心に対するニーズは非常に高くなってきている。今回開発する新商品は、原材料の野菜を島内産とする他、その他の材料も国内産にこだわっており、食の安全・安心のニーズに強く訴求することが可能である。当社の菓子類は地元では人気商品であり、地元の土産品店等でも売れ行きは好調である。そのバリエーションとして島産の野菜を練り込んだ菓子を開発するもので、島内については既存販路を活用できる。島外へのお土産品として島民から購入されることも多く、島らしい商品を求める声も寄せられているため、開発する商品についても顧客ニーズは高いものと思われる。開発商品は野菜を原材料とした菓子であり、成分を分析して表示することで、健康に気を使う層にも訴求できる。・市場ニーズ・市場規模・開発する商品・役務が、関係する市場に求められているものである　　かなどを記載してください。（５）成長性商品化後は自社店舗での販売からはじめる予定であるが、展示会・商談会への出展を重ねることで、島外から全国へと徐々に販路を拡大していく。島内の他の飲食店や旅館にも呼びかけを行い、島の伝統野菜を活用した食事メニューの提供に取り組んでいき、当社だけではなく地域全体の取り組みとしていきたい。今回は○○を原材料としたスイーツの開発を行うが、今回の商品開発の完了後は、他の島内産の野菜や果物等を活用したスイーツを開発し、シリーズ商品・セット商品としての商品化を行う。農事組合法人Ｂは今回はじめて規格外品の提供を行うが、今後は今回開発するスイーツ以外にも、加工食品の原材料として野菜を提供していく予定である。将来的には自社で野菜をペースト状や粉末状にして提供することも検討していく。・開発する商品・役務の実現により、次の展開が期待できるか・連携体の構成員にとって、今後更なる取り組みにつながるかなどを記載してください。（６）実現可能性当社は創業以来、独自製法によるオリジナルの菓子類を製造しており、技術的に商品開発は可能である。○○を活用したスイーツについても試作を重ねている段階で、今後は野菜の配合方法や配合量、食感等を調整していく。量産については既存の製造設備を活用可能であり、製造機器業者Ｄ社の指導を受けることで実現可能と思われる。また、当社工場は○○○ＨＡＣＣＰの認証を受けており、今後は○○○に対応した○○○○・・・・・。原材料の野菜については、連携先である農事組合法人Ｂの他、地域農業者の協力を得ることで、問題なく供給可能である。目標売上については、自社店舗及び既存販路の活用による販売で、ほぼ実現可能である。商品化前にバイヤーや地元民の意見を取り入れることで、顧客ニーズに合った商品とすることで、売上を拡大する。・助成期間内に実現可能か・事業内容に法的制約がないかなどを記載してください。（７）地域活性化への波及効果これまで廃棄していた野菜を有効活用できることで、連携先の農事組合法人Ｂや地域の農家の収益の増加につながる。また、島産の野菜を原材料としたスイーツの販路拡大により、これまで知名度が低かった野菜の知名度向上や島の農産物のブランド力の向上につながる。今回開発する商品の需要が拡大すれば、生産のための専用機械を導入する予定であり、地域の雇用拡大も可能である。地域の飲食店や宿泊施設等、地域全体で島の野菜活用に取り組んでいくことで、地産地消の推進や地域の活性化につながっていく。・事業による連携体構成員への効果・事業による地域への波及効果や地域イメージ向上など、地域経済に好影響を与えうるかなどを記載してください。 |
| ６．事業実施体制**＜連携体構成員＞**「事業実施体制」を簡潔に、図示してください連携体構成員がわかるように、囲ってください**Ｄ社　製造機器業者**・技術指導**農事組合法人Ｂ**・農産物の供給**株式会社Ａ**・新商品開発・商品の販路開拓**Ｃ工業技術センター**・成分分析協力 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ７．事業実施スケジュール（実施内容、実施時期及び事業化達成時期）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和5年８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | 備考 |
| 仕様の決定 |  |  |  |  |  |  | 「事業化までのスケジュール」を簡潔に、図示又は説明してください。 |  |  |  |  |
| 試作品作成準備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 試作品の開発・試験 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 成分分析 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 商品化試験・検証 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販路開拓 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

●事業化達成時期：令和６（2024）年２月事業化達成時期（助成対象事業について売上が計上される時期）を記入してください。※ 事業化とは、助成対象事業について売上が計上されることをいいます。 |
| ８．事業目標、効果・連携体構成員各々（公的機関を除く）について記載してください。・事業目標については、事業化予定年度の本事業に係る商品の売上高及びそれ以降の目標売上高を記載するとともに、事業者の全売上高の目標も記載してください。事業化達成年度より５年毎に記入。※別途「売上計画表」を作成し添付してください。（様式はホームページよりダウンロードしてください）①Ａ　社　　＜事業目標・本事業分売上＞　　令和６年度　　目標売上高3,000千円令和１１年度　目標売上高4,000千円令和１６年度　目標売上高5,000千円＜事業目標・全体売上＞　　令和６年度　　目標売上高20,000千円（直近期売上高16,210千円） 令和１１年度　目標売上高25,000千円　　令和１６年度　目標売上高31,000千円＜効果＞ 　　島外に販売可能な新商品の開発により、売上拡大につながる。 ②Ｂ　社　＜事業目標・本事業分売上＞　　令和６年度　目標売上高1,300千円令和１１年度　目標売上高1,500千円令和１６年度　目標売上高2,000千円　＜事業目標・全体売上＞令和６年度　目標売上高204,700千円（直近期売上高178,000千円）　　令和１１年度　目標売上高214,935千円令和１６年度　目標売上高225,170千円＜効果＞ 　　規格外農産物の供給が可能になることで、経営の安定化につながる。 |

様式第２－①号、②号－別紙（第４条関係）（農商工連携事業・農商工連携支援事業共通）

２/３

税抜き

記載例

**経　費　明　細　表**

申請する事業を○で囲む。

助成事業区分

農商工連携事業　　・　　 農商工連携支援事業

「助成事業に要する経費」の

内容及び積算した基礎を記載

①経費配分内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 助成事業に要する経費 | 助成対象経費 | 助成金交付申請額 | 内容及び積算基礎 |
| 研究支払予定額を消費税込みで記載開発費 | 「助成事業に要する経費」欄の消費税抜き額を記載（※税率区分8%、10%に注意）1,051,800 | 「助成対象経費」×2/3（又は3/4）以内で、千円未満切捨て960,000 | 640,000 | 原材料費　226,800（試作研究の材料費）・伝統野菜○○＠3,240×50kg＝162,000・砂糖、小麦粉等　64,800機械装置等リース料　275,000（ミキサーリース）　＠55,000×5ヶ月実験費　110,000　（成分分析等データ解析）委託費　440,000（パッケージ・化粧箱デザイン） |
| 謝金 | 330,000 | 300,000 | 200,000 | 専門家謝金　330,000（技術支援、販路開拓各5回）　＠33,000×10回 |
| 旅費 | 517,000 | 470,000 | 313,000 | 専門家旅費　275,000・5,500×5回＝27,500（福岡）・49,500×5回＝247,500（大阪・1泊）職員旅費　242,000・東京 (2泊3日）71,500×2名×1回＝143,000・福岡 (1泊2日) 16,500×2名×3回＝99,000 |
| 諸費 | 2,117,500 | 2,005,000 | 1,336,000 | 会場借料　165,000（試食会用会場賃料）通信運搬費　55,000　（チラシ、商品サンプル送料等）消耗品費　11,000（試作用包装袋）　＠22×500枚＝11,000資料購入費　16,500（参考資料購入費）広報費　495,000・チラシ　　　 110,000（500枚）・リーフレット165,000（500枚）・ＨＰ作成費　 220,000申請書表紙の「３．助成金交付申請額」と同額展示会等出展経費　495,000　（出展料、ブース装飾品等）　・○○商談（東京）　295,000　・○○展示会（福岡）200,000雑役務費　880,000（商品開発8,800×20日×5か月） |
| 合　計 | 4,016,300 | 3,735,000 | 2,489,000 |  |

（注１）「経費区分」とは、長崎県農商工連携ファンド事業助成金交付要領別表１の経費区分をいう。

申請書表紙の

「２．助成事業に要する経費」

と同額

（注２）「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

（注３）「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで、助成対象となる経費をいう。

（注４）「助成金交付申請額」の限度額は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額になる。

（注５）「内容及び積算基礎」は、必要に応じて内容がわかる書面を添付するなど詳細に記入すること。

必要経費積算については、事前に取得した見積書等を参考に単価・数量・回数などできる限り詳細に記載してください。

※発注先１社あたり５０万円（税抜き）を超える取引については、見積書の提出が必要です。

②資金調達内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 助成事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金 | 1,527,300 |  |
| 借　入　金 |  |  |
| 助　成　金 | 2,489,000 |  |
| そ　の　他 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計　額 | 4,016,300 |  |

申請書表紙の

「２．助成事業に要する経費」と同額

同額となる

③助成金相当額の手当方法

　（注）助成金の支払いは、助成事業終了後の精算払いとなるため、助成事業実施期間中、助成金相当分の資金を確保する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 助成金相当額（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金 | 1,489,000 |  |
| 借　入　金 | 1,000,000 | 　△△銀行 |
| そ　の　他 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計　額 | 2,489,000 |  |

申請書表紙の

「３．助成金交付申請額」と同額

様式第２－③号（第４条関係）（農商工連携事業・農商工連携支援事業共通）

記載例

令和５年○○月○○日

　長崎県商工会連合会　会長　　様

住　　所　○○市○○町○○―○○

申請者　名　　称　株式会社Ａ社

代表者名　代表取締役 ○○ ○○

誓約書

　私は、令和５年度長崎県農商工連携ファンド事業助成金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

　なお、長崎県商工会連合会が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※チェック欄（誓約の場合、**□** にチェックを入れてください。）

**☑**　自己及び連携体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、自己及び連携体の構成員の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

**☑**　助成事業等又は間接助成事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

**☑**　暴力団等をこの事業に係る間接助成事業者にしません。

**☑**　暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。